

●香川県監査委員公表第38号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成20年12月26日

香川県監査委員	平 木 享
同	水 本 勝 規
同	鍋 嶋 明 人
同	野 田 峻 司

第1 監査対象法人 財団法人香川県市町村振興協会

- 1 監査対象年度 平成19年度
- 2 監査実施年月日 平成20年12月2日
- 3 県の交付金の額 636,276,248円
- 4 事業の概要

当財団は、県が交付する交付金等を原資として基金を設置し、市町に対する災害時の融資等に充てるための基金の運用及び市町への交付金の分配等を実施している。

5 監査の結果

交付金に係る出納その他の事務については、その目的に沿って適正に執行されており、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。

第2 監査対象法人 財団法人吉野川水源地域対策基金

- 1 監査対象年度 平成19年度
- 2 監査実施年月日 平成20年12月2日
- 3 県の出資金の額 202,050,000円
- 4 事業の概要

当財団は、吉野川水系における治水及び利水のための諸施策の推進、水没関係住民の生活の安定及び水没関係地域の振興を図り、もって流域関係地域の振興と一体的発展に資することを目的として設立され、関係の各種事業を実施している。

5 監査の結果

出資金に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されており、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。

なお、軽微な事項については、口頭により指導を行った。

第3 監査対象法人 社団法人香川県トラック協会

- 1 監査対象年度 平成19年度
- 2 監査実施年月日 平成20年11月4日
- 3 県の交付金の額 185,420,000円
- 4 事業の概要

当社は、貨物自動車運送事業等の適正な運営及び公正な競争の確保により、事業の健全な発展を促進し、公共の福祉に寄与すること等を目的として設立され、関係の各種事業を実施している。

5 監査の結果

交付金に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されている

ものと認められたが、次のとおり指導注意事項があった。

なお、軽微な事項については、口頭により指導を行った。

指導注意事項

ア 県外出張について、旅費計算を原則鉄道運賃で行っているが、最も経済的な出張方法を講じる必要がある。

イ 給与規程に規定する給料表等が具体的に定められていないので、これらを定める必要がある。

第4 監査対象法人 財団法人置県百年記念香川県芸術文化振興財団

- 1 監査対象年度 平成19年度
- 2 監査実施年月日 平成20年12月2日
- 3 県の出資金の額 1,010,000,000円
- 4 事業の概要

当財団は、文化事業を実施するとともに、自主的、創造的な芸術文化活動を支援し、本県における個性豊かな文化の向上発展に寄与することを目的として設立され、芸術文化鑑賞機会の提供、地域芸術文化の振興等の事業を実施している。

5 監査の結果

出資金に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されているものと認められたが、次のとおり指導注意事項があった。

なお、軽微な事項については、口頭により指導を行った。

指導注意事項

県民ホール事業会計において、共済費・預かり金の総勘定元帳への記載漏れなどがあり、会計事務処理の適正化を図るため内部チェック体制を整備する必要がある。

第5 監査対象法人 学校法人花岡学園

- 1 監査対象年度 平成19年度
- 2 監査実施年月日 平成20年10月29日
- 3 県の補助金の額 163,772,406円
- 4 監査の結果

学校法人花岡学園が設置する坂出第一高等学校等の経常的経費等に対する補助金に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されていると認められたが、次のとおり指導注意事項があった。

なお、軽微な事項については、口頭により指導を行った。

指導注意事項

ア 備品台帳に登載されていない機器備品があるので、それらを登載する必要がある。

イ 減価償却について、経理規程の規定と実際の会計処理が異なっているものがあるので、統一する必要がある。

第6 監査対象法人 学校法人瀬戸内学院

- 1 監査対象年度 平成19年度
- 2 監査実施年月日 平成20年11月5日
- 3 県の補助金の額 199,005,913円
- 4 監査の結果

学校法人瀬戸内学院が設置する香川西高等学校の経常的経費等に対する補助金に係る出納その他の事務については、その目的に沿って執行されていると認められたが、次のとおり指摘事項等があった。

なお、軽微な事項については、口頭により指導を行った。

(1) 指摘事項

- ア 早期に学院の再建計画を策定するとともに、多額の負債を計画的に解消し、安定的に適正な学校運営を行う必要がある。
- イ 理事会、評議会に諮らずに処理している重要事項があり、理事会、評議会を適正に運営する必要がある。
- ウ 退職金に関する不正行為・不適正な運営により私立大学等経常費補助金の交付決定の取消及び返還命令を受けており、適切に対応する必要がある。

(2) 指導注意事項

- ア 建設工事について長期間にわたり特定業者との単独随意契約が続いており、競争性を確保した契約を行うよう改善する必要がある。
- イ 固定資産として計上されている敷金について確認できないものや、寄附を受けたバス及び小型車両について取得価格の記載の無いものがあり、財務諸表を修正する必要がある。
- ウ ゴルフセンターの構造について「鉄骨」を「鉄筋」と誤り、耐用年数30年を45年として償却したため、減価償却額に不足が生じており、減価償却を見直す必要がある。

(3) 検討指示事項

各種の奨学生制度により多額の納付金を免除しているが、安定的経営が困難な状況を十分認識し、抜本的な見直しが必要である。

第7 監査対象法人 社団法人香川県私学退職金社団

- 1 監査対象年度 平成19年度
- 2 監査実施年月日 平成20年12月2日
- 3 県の補助金の額 90,277,800円
- 4 監査の結果

補助金に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されているものと認められたが、次のとおり指導注意事項があった。

なお、軽微な事項については、口頭により指導を行った。

指導注意事項

3月末に退職する教職員に対し支払われる退職金は、次年度になるため財務諸表には未払金として計上されてきているが、平成19年度は誤って貸借対照表等に記載されていないので、適正な会計処理を行う必要がある。

第8 監査対象法人 財団法人明治百年記念香川県青少年基金

- 1 監査対象年度 平成19年度
- 2 監査実施年月日 平成20年12月2日
- 3 県の出資金の額 590,000,000円
- 4 事業の概要

当財団は、明治百年を記念して、香川県の青少年がその成果を受け継ぐ誇りと責任を自覚し、自らの手で次代を開く夢と希望に満ちて進むよう青少年健全育成事業を実施し、その健全育成を

期し、郷土の進展に寄与することを目的として設置され、青少年文庫の設置運営及び青少年の国際交流等の事業を行っている。

5 監査の結果

出資金に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されており、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。

なお、軽微な事項については、口頭により指導を行った。

第9 監査対象法人 香川県森林組合連合会

1 監査対象年度 平成19年度

2 監査実施年月日 平成20年11月5日

3 県の委託料の額 公の施設の管理業務に係る委託料 30,530,000円

4 事業の概要

当連合会は、会員が協同して事業の振興を図り、所属員の経済的社会的地位の向上並びに森林の保続培養及び森林生産力の増進を図ることを目的として設立され、所属員等のための各種事業を実施している。また、指定管理者として県営満濃池森林公園の管理業務を実施している。

5 監査の結果

香川県満濃池森林公園の管理業務に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されており、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。

なお、軽微な事項については、口頭により指導を行った。

第10 監査対象法人 財団法人ことなみ振興公社

1 監査対象年度 平成19年度

2 監査実施年月日 平成20年12月2日

3 県の委託料の額 公の施設の管理業務に係る委託料 1,670,000円

4 事業の概要

当振興公社は、文化の香り高い活力ある住みよいまちづくりの推進を図るとともに、まんのう町等が設置する施設の効率的な管理運営を行い、町民福祉の推進に寄与することを目的として設立され、町営大川山キャンプ場とともに、指定管理者として大川山野営場の管理業務を行っている。

5 監査の結果

大川山野営場の管理業務に係る出納その他の事務については、その目的に沿って執行されていると認められたが、次のとおり指摘事項等があった。

なお、軽微な事項については、口頭により指導を行った。

(1) 指摘事項

平成18年度からの大川山野営場の管理に関する協定に基づく貸付物品について、衝立2点が不足している。

(2) 指導注意事項

ア 事業計画で定められている水質検査が実施されていないので、利用者に対しより安全な水を提供するため計画通り十分に管理する必要がある。

イ 利用促進を図るため協定で義務付けられているイベントが開催されていないので、実施する必要がある。

ウ 町営施設と県営施設が混在しており、両施設の管理を受託しているが、両施設の区分経

理がされていないので、直ちに改善する必要がある。

(3) 検討指示事項

広報活動が十分でなく、また、自然学習館は年間を通じて利用がないので、抜本的な改善を検討する必要がある。

第11 監査対象法人 財団法人香川県環境保全公社

- 1 監査対象年度 平成19年度
- 2 監査実施年月日 平成20年12月2日
- 3 県の出資金の額 129,050,000円
- 4 事業の概要

当財団は、廃棄物の適正な処理を推進することにより、生活環境の保全を図るとともに、県内産業の健全な発展を期することを目的として設立され、廃棄物の処理に関する事業等を実施している。

5 監査の結果

出資金に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されており、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。

なお、軽微な事項については、口頭により指導を行った。

第12 監査対象法人 財団法人香川県ボランティア基金

- 1 監査対象年度 平成19年度
- 2 監査実施年月日 平成20年12月2日
- 3 県の出資金の額 250,000,000円
- 4 事業の概要

当財団は、ボランティア活動の振興・調整及びボランティア活動に関する調査・研究等を行い、もって県民福祉の増進に寄与することを目的として設立され、ボランティア活動の振興を図るための各種事業を実施している。

5 監査の結果

出資金に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されており、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。

なお、軽微な事項については、口頭により指導を行った。

第13 監査対象法人 財団法人香川県身体障害者協会

- 1 監査対象年度 平成19年度
- 2 監査実施年月日 平成20年12月2日
- 3 県の出資金等の額 出資金 50,000,000円
補助金 9,404,000円
- 4 事業の概要

当財団は、身体障害者の自立更生等を援助し、社会福祉の増進を図ることを目的として設立され、身体障害者福祉事業の総合企画、調査研究等の事業を実施している。

5 監査の結果

出資金、補助金に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されており、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。

なお、軽微な事項については、口頭により指導を行った。

第14 監査対象法人 社会福祉法人香川県社会福祉事業団

1 監査対象年度 平成19年度

2 監査実施年月日 平成20年12月2日

3 県の出資金等の額 出資金 16,000,000円

補助金 1,934,300円

貸付金

前年度末貸付残高 34,878,000円

当年度貸付額 0円

当年度償還額 0円

当年度末貸付残高 34,878,000円

公の施設の管理業務に係る委託料

157,000,000円

4 事業の概要

当事業団は、創意工夫を凝らした多様な福祉サービスを提供し、知的障害者及び知的障害児が自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として設立され、知的障害者更生施設及び知的障害者授産施設香川県ふじみ園並びに知的障害者福祉ホーム香川県ふじみ園福祉ホームの指定管理者としての事業を実施している。

5 監査の結果

出資金、補助金及び委託金に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されているものと認められたが、次のとおり指導注意事項があった。

なお、軽微な事項については、口頭により指導を行った。

指導注意事項

事業団会計規程に規定する補助簿について整備されていないものがあったので、整備する必要がある。

第15 監査対象法人 社団法人香川県ろうあ協会

1 監査対象年度 平成19年度

2 監査実施年月日 平成20年12月2日

3 県の補助金等の額 補助金 3,000,000円

公の施設の管理業務に係る委託料 30,990,000円

4 事業の概要

聴覚障害者の生活と権利を守り、聴覚障害者に対する社会一般の認識を高めるための諸事業を行い、福祉の発展と充実を図ることを目的として設立され、指定管理者として聴覚障害者福祉センターの管理業務を実施している。

5 監査の結果

補助金及び指定管理に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されていたが、次のとおり指導注意事項があった。

なお、軽微な事項については、口頭により指導を行った。

指導注意事項

法人会計について、会計事務所作成の収支計算書と法人総会決算報告書の決算額に相違があったので、確認のうえ正確な会計処理を行う必要がある。

第16 監査対象法人 財団法人香川県食鳥衛生検査センター

- 1 監査対象年度 平成19年度
- 2 監査実施年月日 平成20年12月2日
- 3 県の出資金等の額 出資金 10,000,000円
補助金 14,084,058円

4 事業の概要

当財団は、食鳥肉等に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的として設立され、食鳥検査等の事業を実施している。

5 監査の結果

出資金及び補助金に係る出納その他の事務については、その目的に沿って適正に執行されており、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。

第17 監査対象法人 財団法人かがわ産業支援財団

- 1 監査対象年度 平成19年度
- 2 監査実施年月日 平成20年11月6日
- 3 県の出資金等の額 出資金 3,398,222,714円
補助金 416,895,782円
貸付金

前年度末貸付残高 2,369,924,525円

当年度貸付額 9,589,100,000円

当年度償還額 319,823,525円

当年度末貸付残高 11,639,201,000円

公の施設の管理業務に係る委託料

87,468,611円

4 事業の概要

当財団は、香川県における産業及び学術の振興発展と活力ある地域社会の形成に寄与することを目的として設立され、新産業の創出、産業技術の高度化、科学技術の振興、中小企業の経営基盤の強化等を図るため総合的な支援事業を実施している。

5 監査の結果

出資金、補助金、貸付金及び指定管理に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されていたが、次のとおり指導注意事項があった。

なお、軽微な事項については、口頭により指導を行った。

指導注意事項

つり銭として現金で留めておける金額についての規定がないので、規定を整備する必要がある。

第18 監査対象法人 協和化学工業株式会社

- 1 監査対象年度 平成19年度
- 2 監査実施年月日 平成20年11月5日
- 3 県の補助金の額 240,728,076円

4 事業概要

当企業は、香川県企業誘致条例による助成措置を受け、医薬品等の事業の推進により、地域経済の活性化に寄与している。

5 監査の結果

補助金に係る出納その他の事務については、その目的に沿って適正に執行されており、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。

第19 監査対象法人 東洋炭素株式会社

- 1 監査対象年度 平成19年度
- 2 監査実施年月日 平成20年10月29日
- 3 県の補助金の額 273,461,084円
- 4 事業概要

当企業は、香川県企業誘致条例による助成措置を受け、炭素素材等の事業の推進により、地域経済の活性化に寄与している。

5 監査の結果

補助金に係る出納その他の事務については、その目的に沿って適正に執行されており、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。

第20 監査対象法人 香川県中小企業団体中央会

- 1 監査対象年度 平成19年度
- 2 監査実施年月日 平成20年12月2日
- 3 県の補助金の額 90,958,800円
- 4 監査の結果

補助金に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されており、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。

なお、軽微な事項については、口頭により指導を行った。

第21 監査対象法人 社団法人香川県観光協会

- 1 監査対象年度 平成19年度
- 2 監査実施年月日 平成20年12月2日
- 3 県の補助金の額 100,814,000円
- 4 監査の結果

補助金に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されており、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。

なお、軽微な事項については、口頭により指導を行った。

第22 監査対象法人 株式会社アリオン

- 1 監査対象年度 平成19年度
- 2 監査実施年月日 平成20年11月5日
- 3 県の補助金の額 補助金 129,562,462円
- 4 事業概要

当企業は、香川県企業誘致条例による助成措置を受け、ゴールドタワー展望施設を中心とした観光等の振興により、地域のにぎわいの創出に寄与している。

5 監査の結果

補助金に係る出納その他の事務については、その目的に沿って適正に執行されており、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。

第23 監査対象法人 財団法人瀬戸大橋記念公園管理協会

- 1 監査対象年度 平成19年度
- 2 監査実施年月日 平成20年12月2日
- 3 県の出資金等の額 出資金 263,000,000円
公の施設の管理業務に係る委託料 170,486,000円

4 事業の概要

当財団は、瀬戸大橋記念公園の適切な管理及び運営を行い、活力ある地域の振興に寄与することを目的として設立され、指定管理者として瀬戸大橋記念公園及び瀬戸大橋記念館の管理業務を実施している。

5 監査の結果

出資金及び指定管理に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されていると認められたが、次のとおり指導注意事項があった。

なお、軽微な事項については、口頭により指導を行った。

指導注意事項

県からの委託事業2件が区分経理されておらず、事業実績報告も不十分であったので、是正する必要がある。

第24 監査対象法人 高松シンボルタワー管理協議会

- 1 監査対象年度 平成19年度
- 2 監査実施年月日 平成20年12月2日
- 3 県の負担金の額 83,402,423円

4 事業の概要

当協議会は、高松シンボルタワーの共用部の維持・管理・修繕を主たる事業とし、区分所有者相互間及び専有部管理者等との調整業務等の事業を実施している。

5 監査の結果

負担金に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されており、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。

なお、軽微な事項については、口頭により指導を行った。

第25 監査対象法人 香川県農業生産資材廃棄物適正処理推進対策協議会

- 1 監査対象年度 平成19年度
- 2 監査実施年月日 平成20年12月2日
- 3 県の負担金の額 900,000円

4 事業の概要

当協議会は、農業生産資材の廃棄物を適正に処理し、農業の健全な発展と環境保全に資するため、同廃棄物の適正処理基本方針の策定、適正処理の推進・啓発等の業務を実施している。

5 監査の結果

負担金に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されていると認められたが、次のとおり指導注意事項があった。

なお、軽微な事項については、口頭により指導を行った。

指導注意事項

ア 助成金について、地区協議会からの事業実績報告が不十分であり、内容の確認ができていないため、適正な検査を行う必要がある。

イ 県費執行担当者が協議会事務局職員を兼務しており、内部チェック体制の強化が必要である。

ウ 助成金交付要綱等に助成金の繰越の規定はないが、繰越の運用を認めているので、その内容を確認するとともに、必要性が認められないものについては精算する必要がある。

第26 監査対象法人 社団法人香川県畜産協会

- 1 監査対象年度 平成19年度
- 2 監査実施年月日 平成20年11月4日
- 3 県の出資金等の額 出資金 103,760,000円
補助金 26,548,721円

4 事業の概要

当社は、畜産経営の安定向上と良質な畜産物の生産・流通・消費に貢献し、畜産を振興することを目的として設立され、畜産に関する各種事業を実施している。

5 監査の結果

出資金及び補助金に係る出納その他の事務については、その目的に沿って適正に執行されており、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。

なお、軽微な事項については、口頭により指導を行った。

第27 監査対象法人 香川県漁業信用基金協会

- 1 監査対象年度 平成19年度
- 2 監査実施年月日 平成20年11月4日
- 3 県の出資金の額 351,350,000円

4 事業の概要

当協会は、中小漁業融資保証法に基づき、中小漁業者等が必要とする資金の融通を円滑にし、中小漁業の振興を図ることを目的として設置され、金融機関の中小漁業者等に対する貸付等についてその債務を保証する業務を実施している。

5 監査の結果

出資金に係る出納その他の事務については、その目的に沿って適正に執行されており、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。

第28 監査対象法人 財団法人香川県水産振興基金

- 1 監査対象年度 平成19年度
- 2 監査実施年月日 平成20年11月4日
- 3 県の出資金の額 1,204,000,000円

4 事業の概要

当財団は、本県の水産業の振興を図ることを目的として設立され、稚魚放流事業に対する助成事業や粉石けんの使用促進を図る公害対策事業を実施している。

5 監査の結果

出資金に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されており、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。

なお、軽微な事項については、口頭により指導を行った。

第29 監査対象法人 社団法人香川県水産振興協会

- 1 監査対象年度 平成19年度

- 2 監査実施年月日 平成20年11月4日
 3 県の補助金の額 51,825,000円
 4 監査の結果

補助金に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されていると認められたが、次のとおり指導注意事項があった。

なお、軽微な事項については、口頭により指導を行った。

指導注意事項

ア 業務委託契約における再委託申請手続き及び精算確認が不十分であった。

イ 補助事業について、あらかじめ知事の承認を得て事業に着手する必要があるものがあった。

第30 監査対象法人 香川県土地開発公社

- 1 監査対象年度 平成19年度
 2 監査実施年月日 平成20年12月2日
 3 県の出資金等の額 出資金 50,000,000円

貸付金

前年度末貸付残高	4,275,314,413円
当年度貸付額	0円
当年度償還額	2,397,673,158円
当年度末貸付残高	1,877,641,255円

債務保証

当年度末債務保証残高	8,717,925,715円
------------	----------------

4 事業の概要

当公社は、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与することを目的として設立され、公共用地・公用地等の取得、管理、処分等の事業を実施している。

5 監査の結果

出資金、貸付金及び債務保証に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されていると認められた。

なお、軽微な事項については、口頭により指導を行った。

第31 監査対象法人 香川県道路公社

- 1 監査対象年度 平成19年度
 2 監査実施年月日 平成20年12月2日
 3 県の出資金等の額 出資金 1,568,782,000円

貸付金

前年度末貸付残高	7,715,370,000円
当年度貸付額	559,000,000円
当年度償還額	950,843,000円
当年度末貸付残高	7,323,527,000円

4 事業の概要

当公社は、香川県の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を総合的かつ効率的に行うこと等

により、この地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的として設立され、関係の各種事業を実施している。

5 監査の結果

出資金及び貸付金に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されていると認められたが、次のとおり指導注意事項があった。

なお、軽微な事項については、口頭により指導を行った。

指導注意事項

建設工事竣工検査について、工事検査員による現場検査がなく書面検査としているので、検査体制の適正な運用が必要である。

第32 監査対象法人 香川県住宅供給公社

- 1 監査対象年度 平成19年度
- 2 監査実施年月日 平成20年12月2日
- 3 県の出資金の額 10,000,000円
- 4 事業の概要

当社は、県の住宅対策に呼応し、住宅を必要とする勤労者に対し、居住環境の良好な集団住宅及びその用に供する宅地を供給し、もって住民の住生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的として設立され、住宅の建設、分譲等の事業を実施している。

5 監査の結果

出資金に係る出納その他の事務については、その目的に沿って適正に執行されていると認められた。